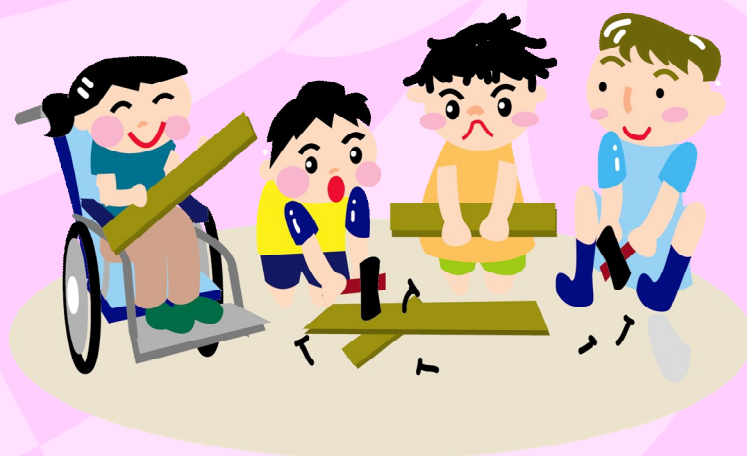


川根本町障がい者総合計画

第2次川根本町障がい者計画

第3期川根本町障がい福祉計画



平成24年3月

川根本町

はじめに

障がい者計画は、障害者基本法に基づき、本町における障がいのある人の状況を踏まえ、障がいのある人のための施策を定めるものです。また、障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障がい者計画に掲げる「生活支援」に向けた障害福祉サービスに関する「実施計画」として位置づけられております。

近年の社会情勢は目まぐるしく変化しつつあり、とりわけ障がいのある人にかかわる環境、法制度はここ数年で大きく変わっております。

川根本町においては、平成 17 年 9 月に新たな出発をして以来、障がいのある人に対する施策を改めて検討し、誰もが生きがいをもち、心身ともに健やかにいきいきと暮らせる地域社会を実現するために心をひとつにして取り組んでまいりました。

今回、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の見直し時期を迎えた現状を踏まえ、障がいのある人もない人も、ともに社会の一員であり、お互いが住民として尊重されるとともに、地域において生き生きと輝いている暮らしが送れるよう、「自立と尊重」を基本理念とし、「地域で支える」、「障がい児・者がいきいき暮らすまち」、「見守る力、自立を支援する力をつけよう」、「防災支援体制をつくろう」を基本目標に掲げ、施策の推進に努めてまいります。

本計画では、平成 26 年を目標年次とし、川根本町総合計画をはじめ関連する計画と整合性を図り、具体的な方策を明らかにして、取り組むべき数値目標を定め、将来像の実現に向けて町の総力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「川根本町保健、福祉サービス推進協議会」の皆様をはじめ、町民アンケートなどを通して、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの町民の皆様方に心から感謝を申し上げます。

平成 24 年 3 月

川根本町長 佐藤公敏



- 目 次 -

| | |
|--|----|
| 第 1 部 総論..... | 1 |
| 第 1 章 計画策定にあたって..... | 1 |
| 1 策定の趣旨..... | 1 |
| 2 基本理念..... | 2 |
| 3 基本目標..... | 3 |
| 4 性格・位置づけ..... | 4 |
| 5 計画期間..... | 5 |
| 6 対象者..... | 5 |
| 7 体系図..... | 6 |
| 8 達成状況の点検および評価..... | 6 |
| 第 2 章 川根本町における現状と課題..... | 7 |
| 1 川根本町における障がいのある人の現状..... | 7 |
| 2 アンケート調査結果..... | 10 |
| 3 川根本町における課題..... | 16 |
| 第 2 部 障がい者計画..... | 21 |
| 第 1 章 地域で支える..... | 22 |
| 第 2 章 障がい児・者がいきいき暮らすまち..... | 25 |
| 第 3 章 見守る力、自立を支援する力をつけよう..... | 31 |
| 第 4 章 防災支援体制をつくろう..... | 37 |
| 第 3 部 障がい福祉計画..... | 41 |
| 第 1 章 計画の基本的考え方..... | 41 |
| 1 基本的な考え方..... | 41 |
| 第 2 章 計画の数値目標と達成の方策..... | 42 |
| 1 平成 26 年度の数値目標..... | 42 |
| 2 障害福祉サービス、指定相談支援の必要量の見込みとその確保のための方策... .. | 44 |
| 3 地域生活支援事業..... | 48 |
| 資料編..... | 50 |
| 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿..... | 50 |
| 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 障がい者福祉部会 委員名簿..... | 51 |

本計画書中における「障がい」の表記について

川根本町では、「障害」の記述はできるだけ「障がい」として記述しています。ただし、現在、国および公的機関の資料で一般的に用いられている（固有名詞として用いられている）“害”については、そのまま“害”を使用しています。

第1部 総論

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

近年の社会状況は目まぐるしく変化しつつあります。とりわけ障がいのある人にかかわる環境、法制度はここ数年で大きく変わりました。

国においては、国連の「障害者の権利条約」批准に向けた制度改革を進め、平成 23 年には障害者基本法の一部改正、平成 24 年 4 月には改正障害者自立支援法の完全施行、さらには平成 25 年 8 月までの施行に向けた「障害者総合福祉法（仮称）」の法整備が予定されています。

このたび、こうした変化の中で「川根本町障がい者計画」および「川根本町障がい福祉計画」の見直し時期を迎えた現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ時代の変化に対応しうる諸施策を盛り込むことといたしました。

具体的には、障がいのある人もない人も普通に生活し、活動できる社会と、社会の一員としての適応能力の回復にとどまらず、地域の中でその人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン¹、情報化時代への対応など従来から継続する施策に加え、近年問題となっている障がいのある人への虐待防止・権利擁護、平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災を受けての防災体制構築など、新たな課題にも取り組む必要があります。

川根本町は平成 17 年 9 月に新たな出発をして以来、障がいのある人に対する施策を改めて検討し、誰もが生きがいを持ち、心身ともに健やかにいきいきと暮らせる地域社会を実現するために心をひとつにして取り組んできました。

「川根本町障がい者計画」および「川根本町障がい福祉計画」は、国、県の計画、また川根本町総合計画の趣旨を十分に活かしつつ、川根本町地域福祉計画などとの整合性を図って策定するものとします。

¹ 障がいの有無や年齢などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように建物や製品などをデザインすること。

2 基本理念

本計画は、本町がこれまで行ってきた取り組み、すなわち障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、乳幼児期、学童・思春期、青壮年期、高齢期などすべての年代において、もてる能力を最大限に発揮してその人らしく生活できることを目指す（リハビリテーション²）理念と、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、同等に活動できる社会づくりをめざす（ノーマライゼーション³）理念を継承します。

自分の生活を自分で選び、決定し、実現できるよう能力を高めるエンパワメントの考え方によって、その人らしい自立生活を支援します。

高齢者や障がいのある人を含むすべての人々が、地域で安心して住み続けることができるよう、ユニバーサルデザインを意識したまちづくりを推進します。

障がいのある人もない人も、ともに社会を構成する一員であり、お互いが住民として尊重されるとともに、地域において生き生きと輝いている暮らしが送れるよう、「ともに暮らす社会」を目指し、人権を尊重した、その人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」の理念のもとに、川根本町では、障がい者福祉推進のための基本理念を「自立と尊重」の実現として掲げ、推進に努めていきます。

「自立と尊重」

² 障がいのある人や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象とし、能力の回復を目的として行う訓練・療法や援助。社会復帰。リハビリと略される。

³ 障がいのある人に、すべての人が持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

3 基本目標

本計画の基本目標については、第1次川根本町障がい者計画で掲げたものを引き続き目標として掲げて施策を実施していきます。

1 地域で支える

障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいのある人とない人とが互いに交流し、理解しあうことが必要ですが、そのためにも、コミュニケーションを十分果たせるよう地域全体で障がいのある人を支えていくことが重要です。コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた体制の充実を図っていきます。

2 障がい児・者がいきいき暮らすまち

障がいのある人が社会生活をしていく中では、段差などの物理的な障壁や、住民の心理的な障壁を取り除く必要があります。

生きがいを持ち、生活への不安を解消するため、就労や生活の確保など安心していきいきと暮らせる環境整備を図っていきます。

3 見守る力、自立を支援する力をつけよう

障がいのある人が真の「自立」した生活をしていくためには、充実したサービスを提供する体制の整備や個々に応じたサービスの提供がなされていく必要があります。

また、医療機関との連携やボランティアの育成など障がいのある人を見守り、支援する力を高めていくよう体制整備を進めていきます。

4 防災支援体制をつくろう

本町は地理的要因もあって、地域での防災や防犯など安全な暮らしを確保する基盤整備が重要な役割を果たします。

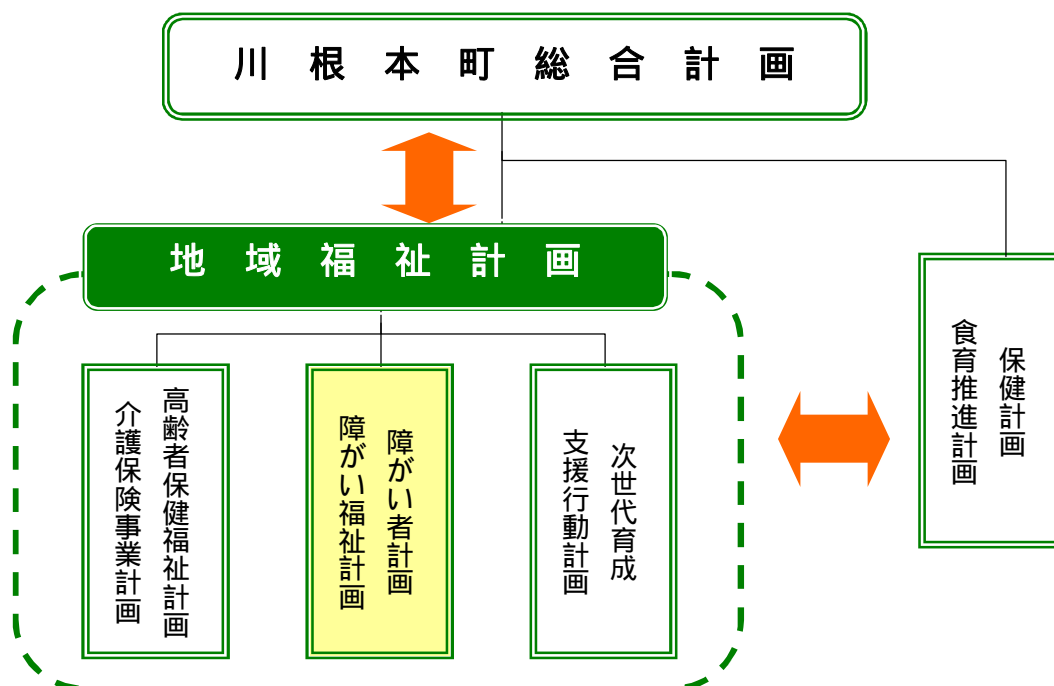
さらに、自主防災組織との連絡体制や緊急事態に対応可能な協力体制を築くことを目標として進めていきます。

4 性格・位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本町における障がいのある人の状況などを踏まえ、障がいのある人のための施策を定めるものです。

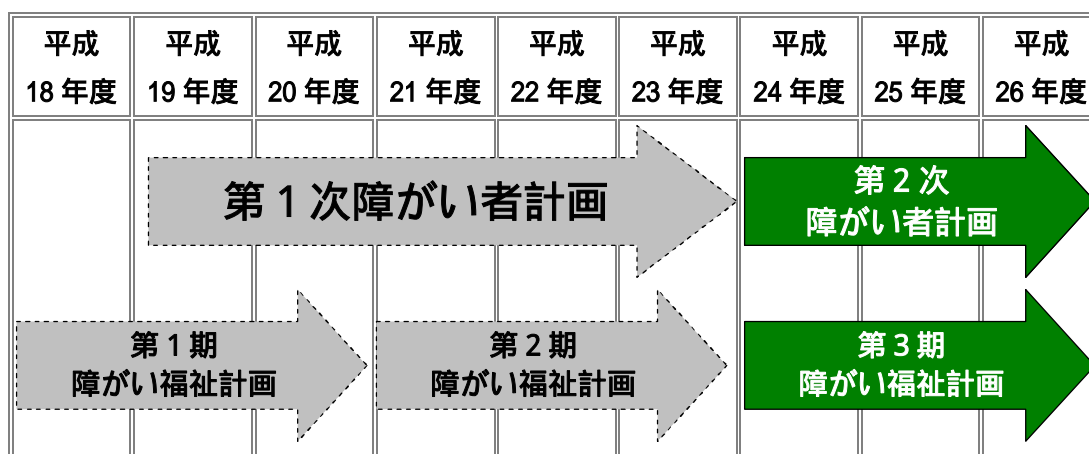
障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障がい者計画に掲げる「生活支援」に向けた障害福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置付けられるものです。

また、「川根本町総合計画」との整合性を図りながら関連計画（「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「保健計画・食育推進計画」など）にも配慮し、具体的方策を明らかにして、取り組むべき数値目標を示しています。



5 計画期間

第1次障がい者計画は平成19年度から平成23年度までの5カ年を対象期間としていましたが、平成25年度中に予定される国の（仮称）障害者総合福祉法施行に即した施策を行うため、今回の第2次障がい者計画は平成24年度から平成26年度までを期間とし、また、3カ年計画で策定される第3期障がい福祉計画も、平成24年度から平成26年度までを対象期間として策定することとします。



6 対象者

本計画の対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」、また、同法改正の際の附帯決議にある「難病等に起因する身体または精神上の障がいを有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」、ならびに発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症⁴、アスペルガー症候群⁵その他の汎用性発達障がい⁶、学習障がい⁷、注意欠陥多動性障がい⁸その他これに類する脳機能障がいのある人」など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人（18歳未満の児童を含む）のことです。

⁴ 乳幼児期に発症する発達障がいのひとつ。言語機能の遅れ、周囲に対する無関心・自分の世界への閉じこもりなどが特徴。

⁵ 言語による会話能力があるにもかかわらず、自閉症同様の周囲に対する無関心・言語機能の遅れ、自分の世界への閉じこもりの障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

⁶ 自閉症と同じような社会性の障がいを主な症状とする発達障がいの総称。

⁷ 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定の能力に著しい困難を示す状態をいう。

⁸ 原因はまだ不明であるが、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがない、多弁で時間や物の管理ができないなどが主な特徴で、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われている。

7 体系図

障がい者計画および障がい福祉計画の体系図は、以下のようになります。

| 計 画 | 基 本 理 念 | 基 本 目 標 |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 障がい者計画 | 自立と尊重 | 地域で支える |
| | | 障がい児・者がいきいき暮らすまち |
| | | 見守る力、自立を支援する力をつけよう |
| | | 防災支援体制をつくろう |
| 障がい福祉計画 | | 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重 |
| | | 障がいのある人に希望する必要なサービスを提供 |
| | | グループホームなどの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進 |
| | | 福祉施設から一般就労への移行などを推進 |

8 達成状況の点検および評価

各年度において、サービス見込量について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、日常的な取り組みの中で障がいのある人や障がい者団体などの意見を反映し、着実な計画の推進を図ります。

第2章 川根本町における現状と課題

1 本町における障がいのある人の現状

身体障がいのある人の手帳所持者数

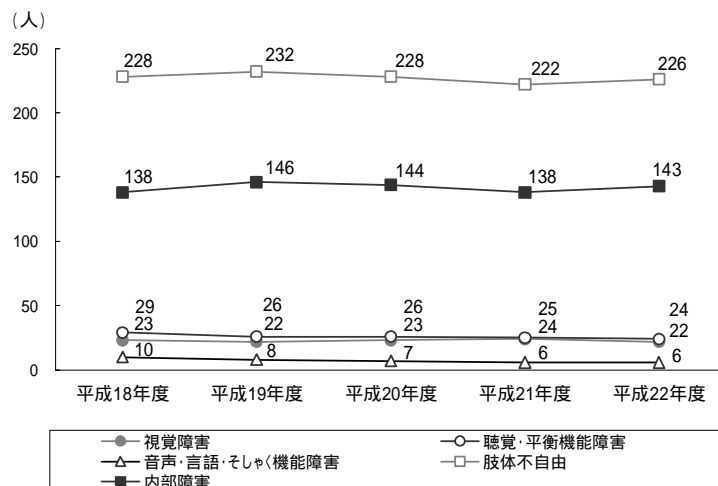
身体障害者手帳所持者の障がい別の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

各年度3月31日現在

(人)

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増加率 |
|--------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障害 | (18歳未満) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | (18歳以上) | 23 | 22 | 23 | 24 | 22 | -4.3% |
| | 小計 | 23 | 22 | 23 | 24 | 22 | -4.3% |
| 聴覚・平衡機能障害 | (18歳未満) | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | -33.3% |
| | (18歳以上) | 26 | 24 | 24 | 23 | 22 | -15.4% |
| | 小計 | 29 | 26 | 26 | 25 | 24 | -17.2% |
| 音声・言語・ そしゃく機能障害 | (18歳未満) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | (18歳以上) | 10 | 8 | 7 | 6 | 6 | -40.0% |
| | 小計 | 10 | 8 | 7 | 6 | 6 | -40.0% |
| 肢体不自由 | (18歳未満) | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100.0% |
| | (18歳以上) | 227 | 230 | 226 | 220 | 224 | -1.3% |
| | 小計 | 228 | 232 | 228 | 222 | 226 | -0.9% |
| 内部障害 | (18歳未満) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | (18歳以上) | 138 | 146 | 144 | 138 | 143 | 3.6% |
| | 小計 | 138 | 146 | 144 | 138 | 143 | 3.6% |
| 手帳交付者合計(18歳未満) | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0.0% |
| 手帳交付者合計(18歳以上) | | 424 | 430 | 424 | 411 | 417 | -1.7% |
| 手帳交付者総計 | | 428 | 434 | 428 | 415 | 421 | -1.6% |

資料：県健康福祉部



増加率の算出について
平成22年度の人数が平成18年度の人数に対してどの程度増加しているのかを算出している。マイナスは減少、プラスは増加を意味している。
例) 視覚障害 18歳以上

$$\left(\frac{22}{23} - 1 \right) \times 100 = -4.3\%$$

知的障がいのある人の手帳所持者数

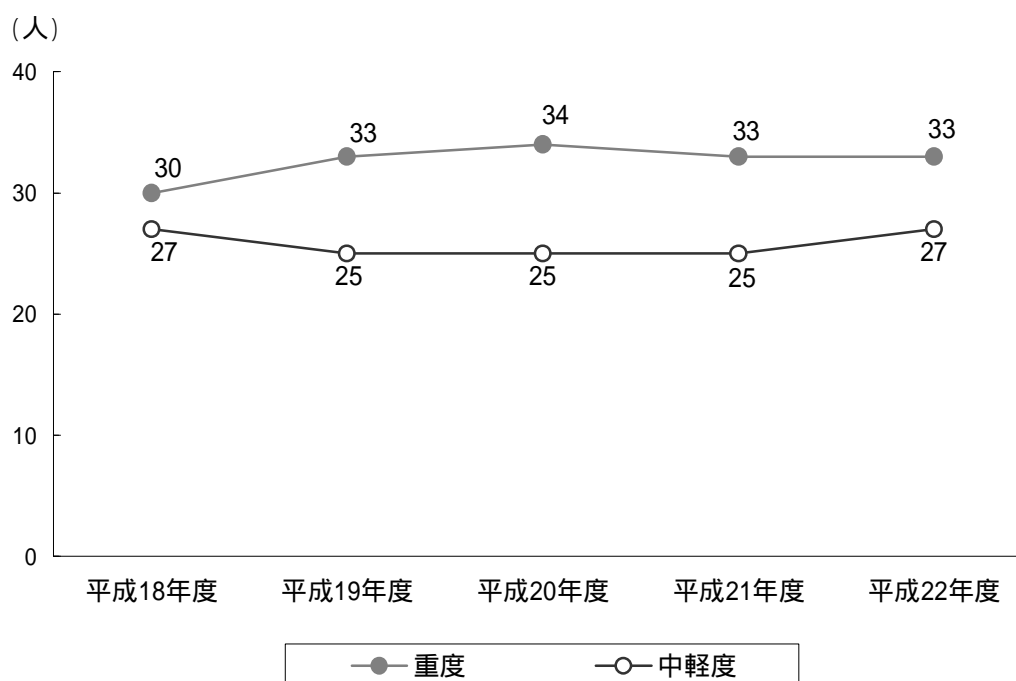
療育手帳所持者の程度別の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

各年度3月31日現在

(人)

| | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 増加率 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 重度 | 30 | 33 | 34 | 33 | 33 | 10.0% |
| 中軽度 | 27 | 25 | 25 | 25 | 27 | 0.0% |
| 合計 | 57 | 58 | 59 | 58 | 60 | 5.3% |

資料：県健康福祉部



精神障がいのある人の手帳所持者数

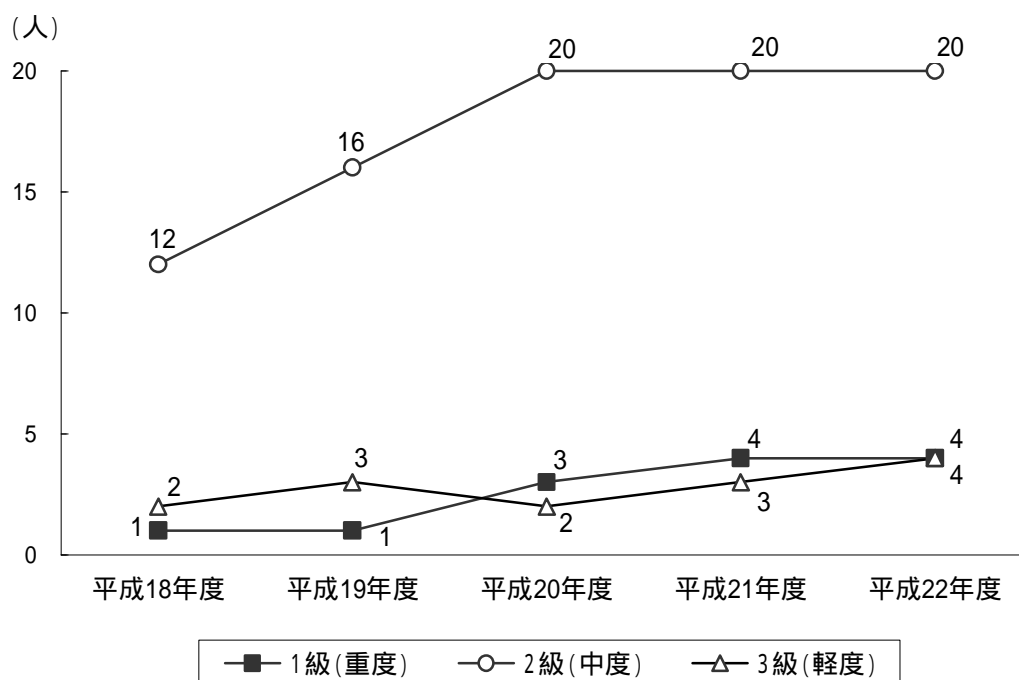
精神障害者保健福祉手帳所持者数の程度別の推移をみると、年々増加する傾向にあり、平成18年度には15人であったのが、平成22年度には28人とほぼ倍に増加しています。

各年度 11月30日現在

(人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増加率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級(重度) | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 300.0% |
| 2級(中度) | 12 | 16 | 20 | 20 | 20 | 66.7% |
| 3級(軽度) | 2 | 3 | 2 | 3 | 4 | 100.0% |
| 合計 | 15 | 20 | 25 | 27 | 28 | 86.7% |

資料：県健康福祉部



2 アンケート調査結果

調査結果の概要

今回の計画策定にあたり、町民の意見を反映させるため、平成 23 年度に「障がい福祉推進のための実態調査」を行いました。その概要は以下の通りです。

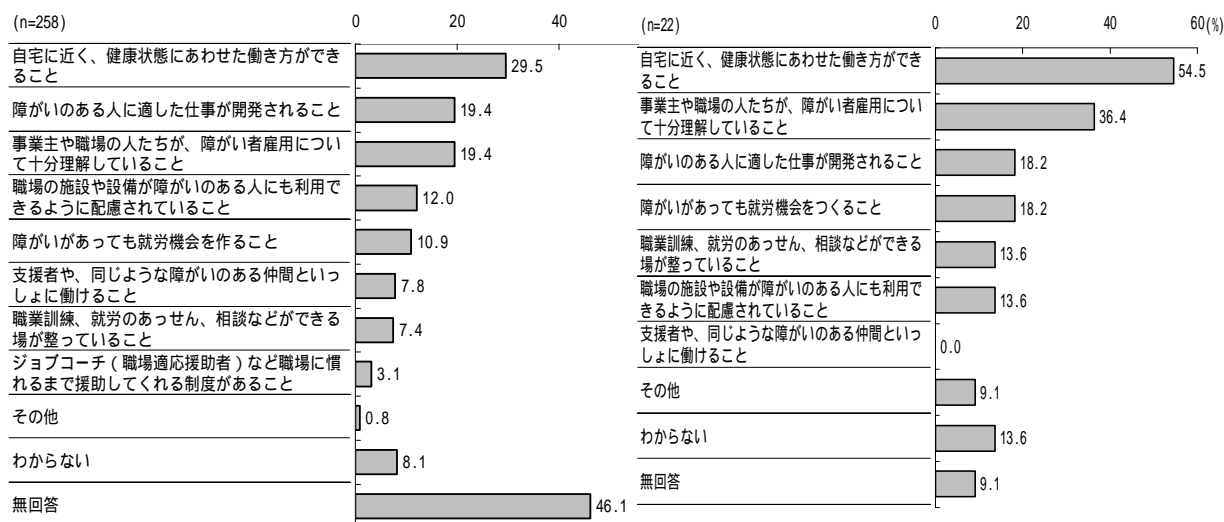
調査対象：

- 【身体障がい者・知的障がい者】身体障害者手帳または療育手帳所持者
413 名に発送、258 名より回答
- 【精神障がい者】精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証
(精神通院)所持者 41 名に発送、22 名より回答
- 【一般】川根本町在住の満 18 歳以上の男女 2,000 名に発送、1,021 名より回答

就労のための必要条件

身体・知的

精神



「事業主や職場の人たちが、障がい者の雇用について十分理解していること」

「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」

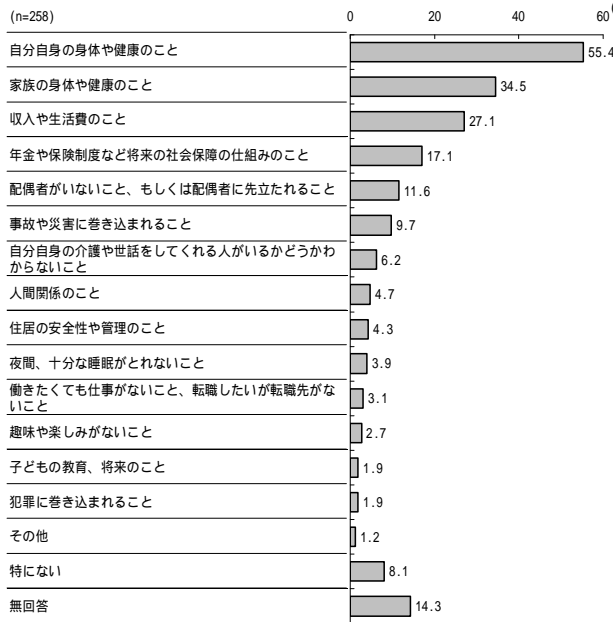
「障がいのある人に適した仕事が開発されること」

が共通して上位 3 項目

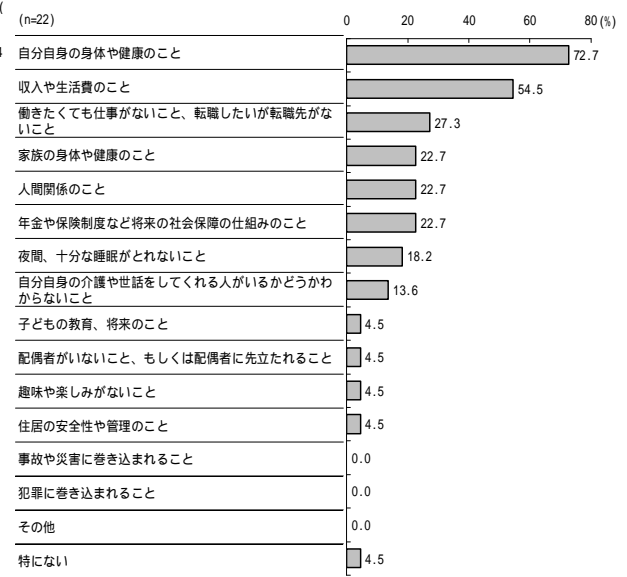
障がいのある人にとって、早急に解決してほしい「障がい者に対する理解」、「雇用の場が少ない」、「個々の障がいの把握」という課題

日常生活の不安

身体・知的



精神

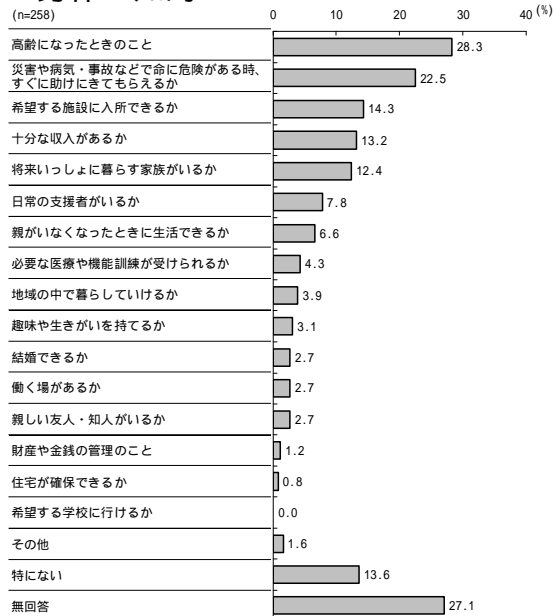


「自分自身の身体や健康のこと」「家族の身体や健康のこと」「収入や生活費のこと」が共通して上位を占める。

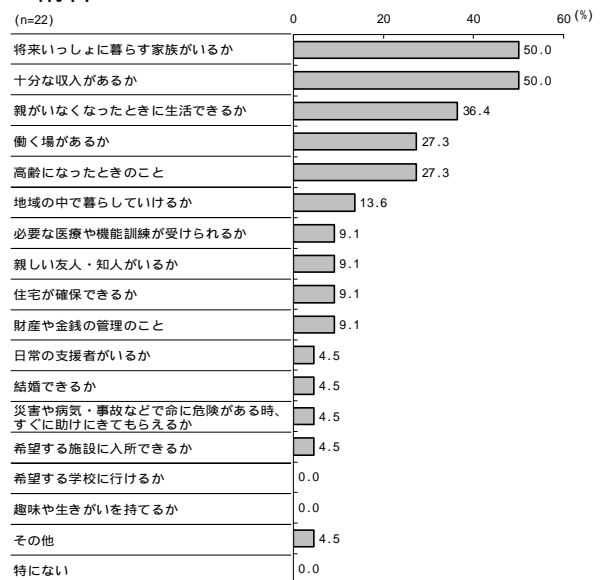
健康面や経済面での手厚いサポートの必要性

将来の不安

身体・知的



精神



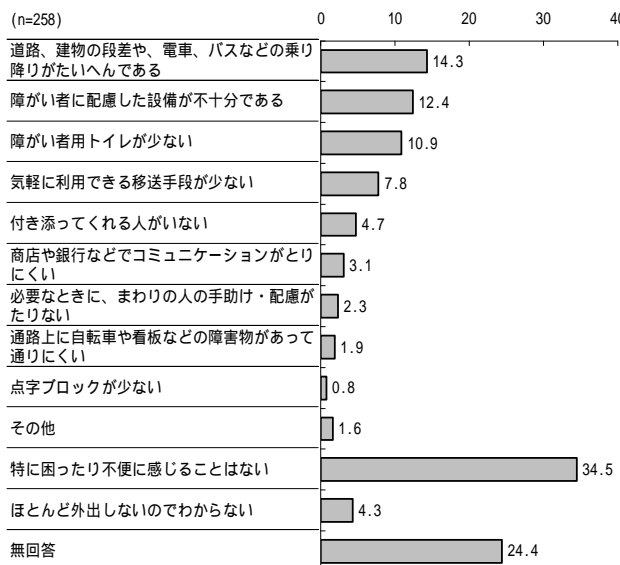
身体・知的では、「高齢になったときのこと」「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか」、精神では、「将来いっしょに暮らす家族がいるか」「十分な収入があるか」「親がいなくなったときに生活できるか」

身体障がいのある人は、サポートについての不安、

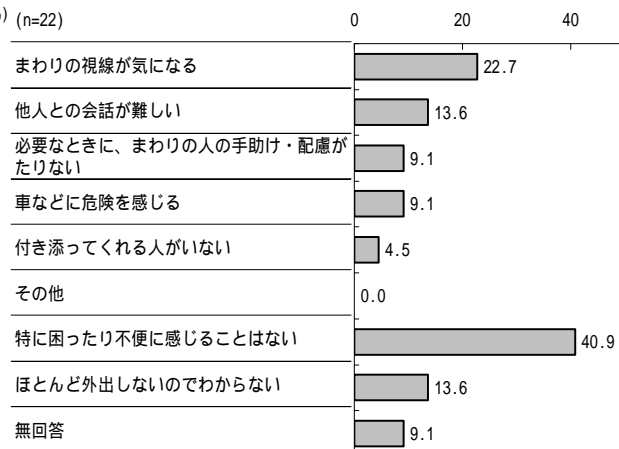
精神障がいのある人は、介助者の存在、生活についての不安

外出時に感じる不安

身体・知的



精神

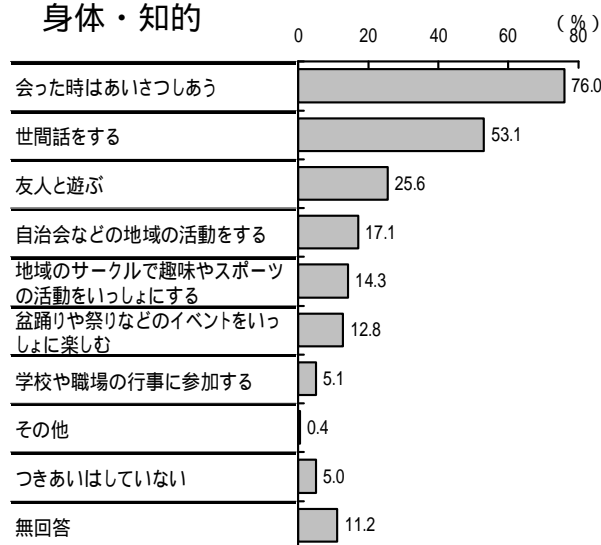


身体・知的では、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがないへんである」「障がい者に配慮した設備が不十分である」「障がい者用トイレが少ない」精神では、「まわりの視線が気になる」「他人との会話が難しい」「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない」

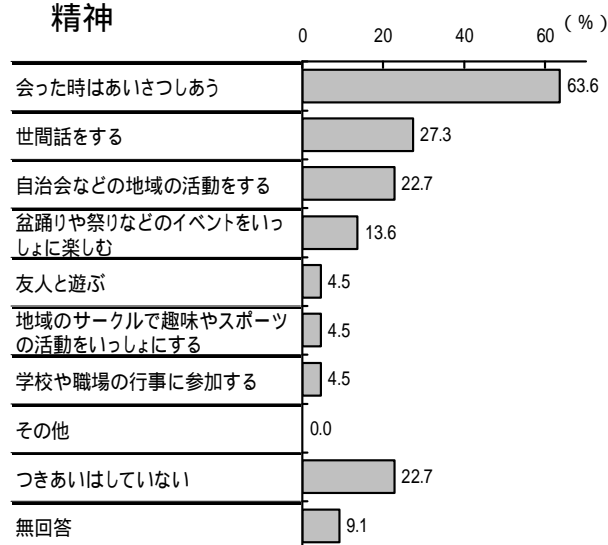
ハード面だけでなく、ソフト面でのバリアフリーの充実も求められている

近所との付き合い

身体・知的



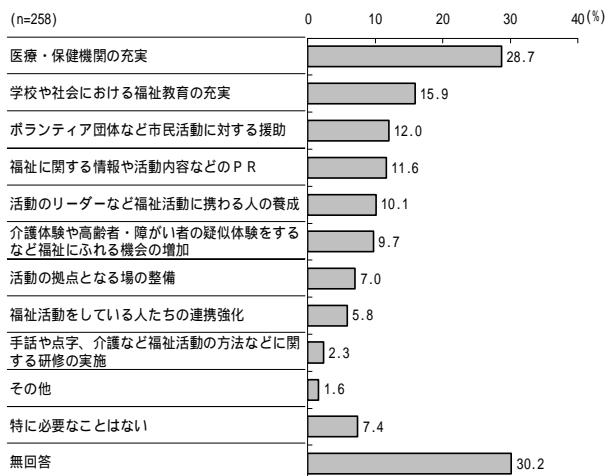
精神



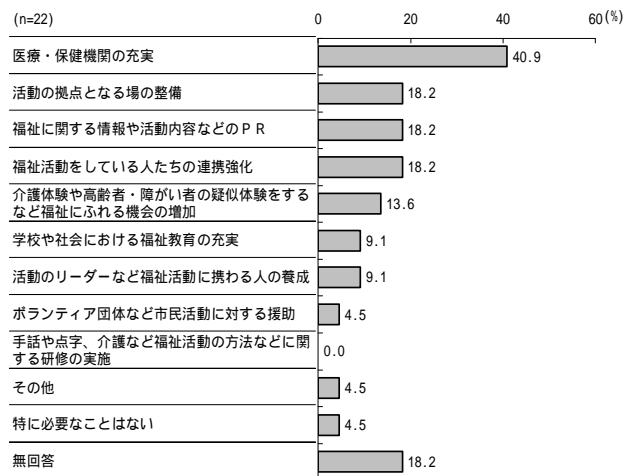
「会った時はあいさつしあう」「世間話をする」が上位より積極的な交流ができるような、交流の場が必要

助け合いに必要なこと

身体・知的



精神



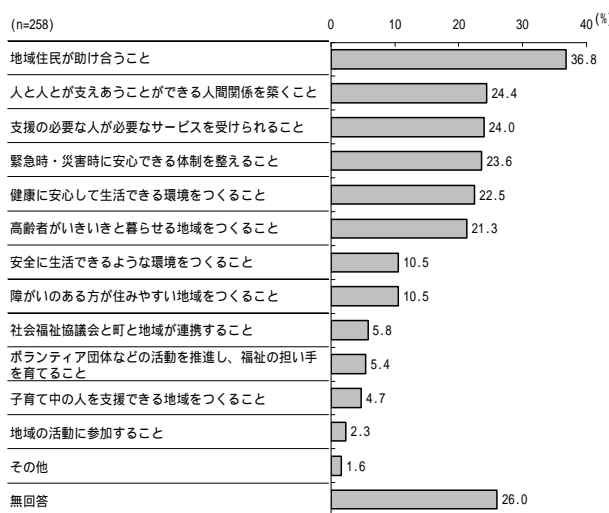
身体・知的では、「医療・保健機関の充実」「学校や社会における福祉教育の充実」「ボランティア団体など市民活動に対する援助」

精神では、「医療・保健機関の充実」「活動の拠点となる場の整備」「福祉に関する情報や活動内容などのPR」

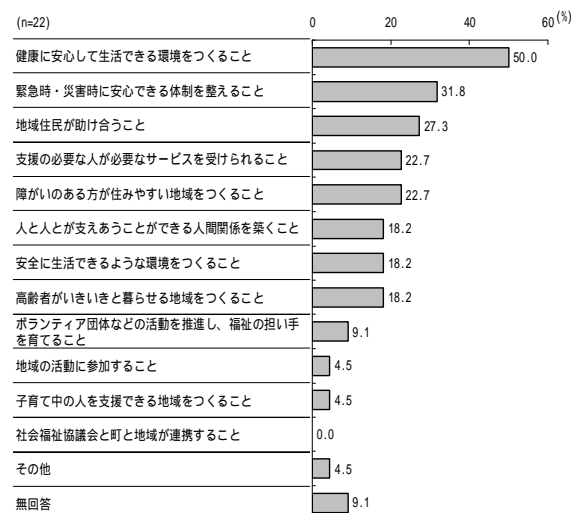
充実した保健・医療機関の整備の必要性

地域福祉の推進に必要なこと

身体・知的



精神



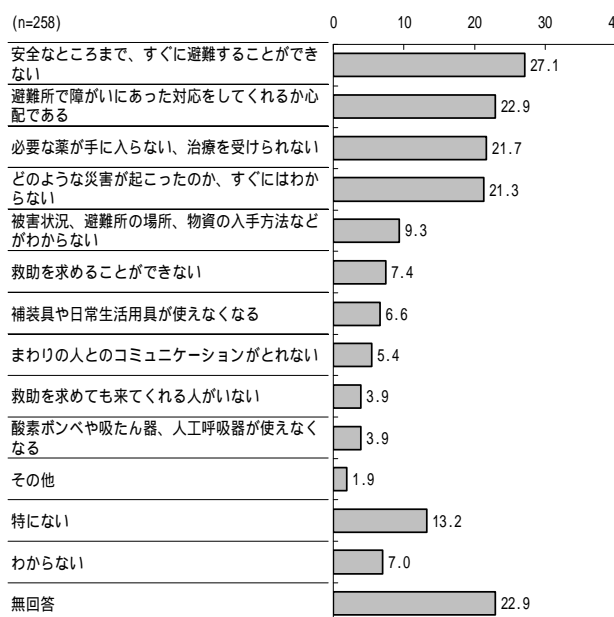
身体・知的では、「地域住民が助け合うこと」「人と人とが支えあうことができる人間関係を築くこと」「支援の必要な人が必要なサービスを受けられること」

精神では、「健康に安心して生活できる環境をつくること」「緊急時・災害時に安心できる体制を整えること」「地域住民が助け合うこと」

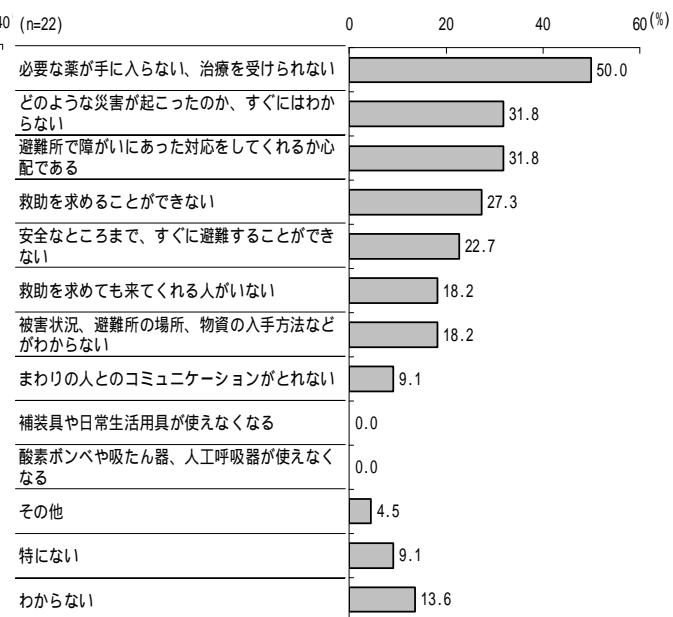
地域住民が助けあうこと、サービスの充実の必要性

災害時に困ること

身体・知的



精神

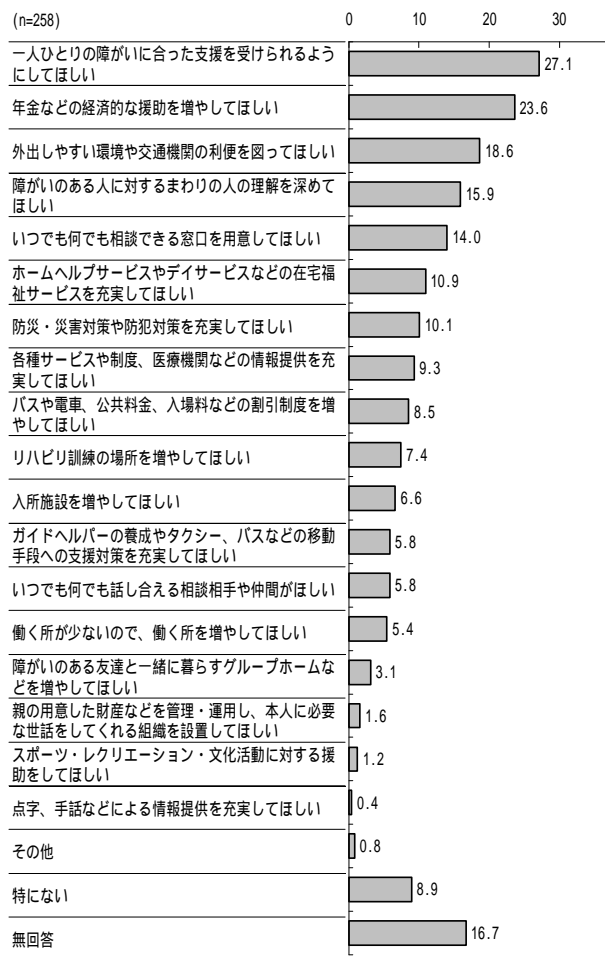


上位項目に共通するのは、「避難所で障がいがあった対応をしてくれるか心配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」であり、障がい別では身体・知的では、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、精神では、「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」

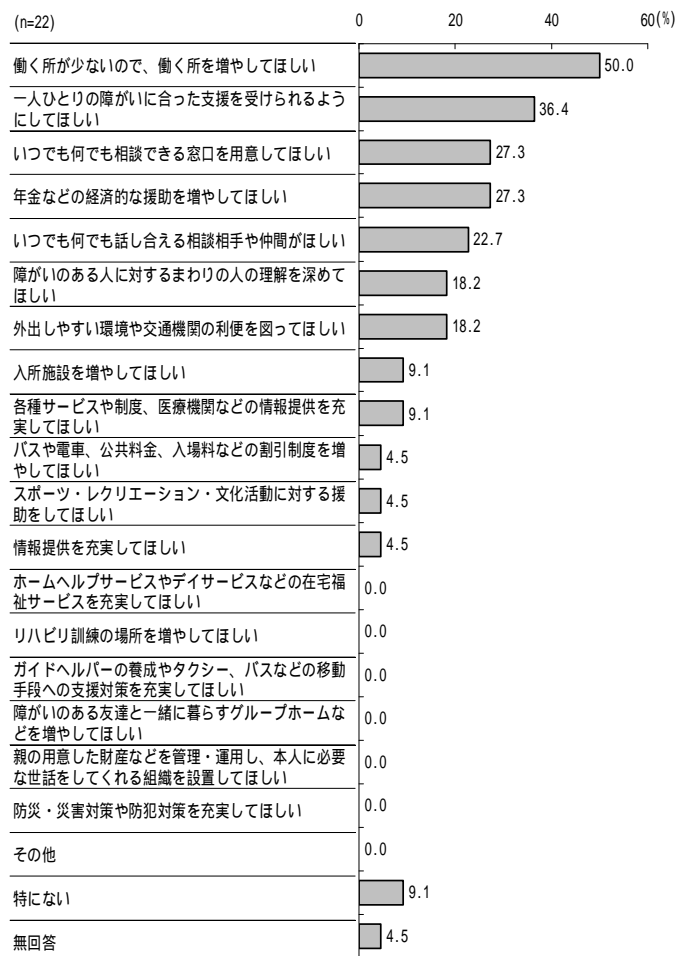
個々のニーズに対応できるような体制の整備が求められている

暮らしやすくなるために必要なこと

身体・知的



精神



身体・知的では、「一人ひとりの障がいにあった支援を受けられるようにしてほしい」、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」、「外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい」、

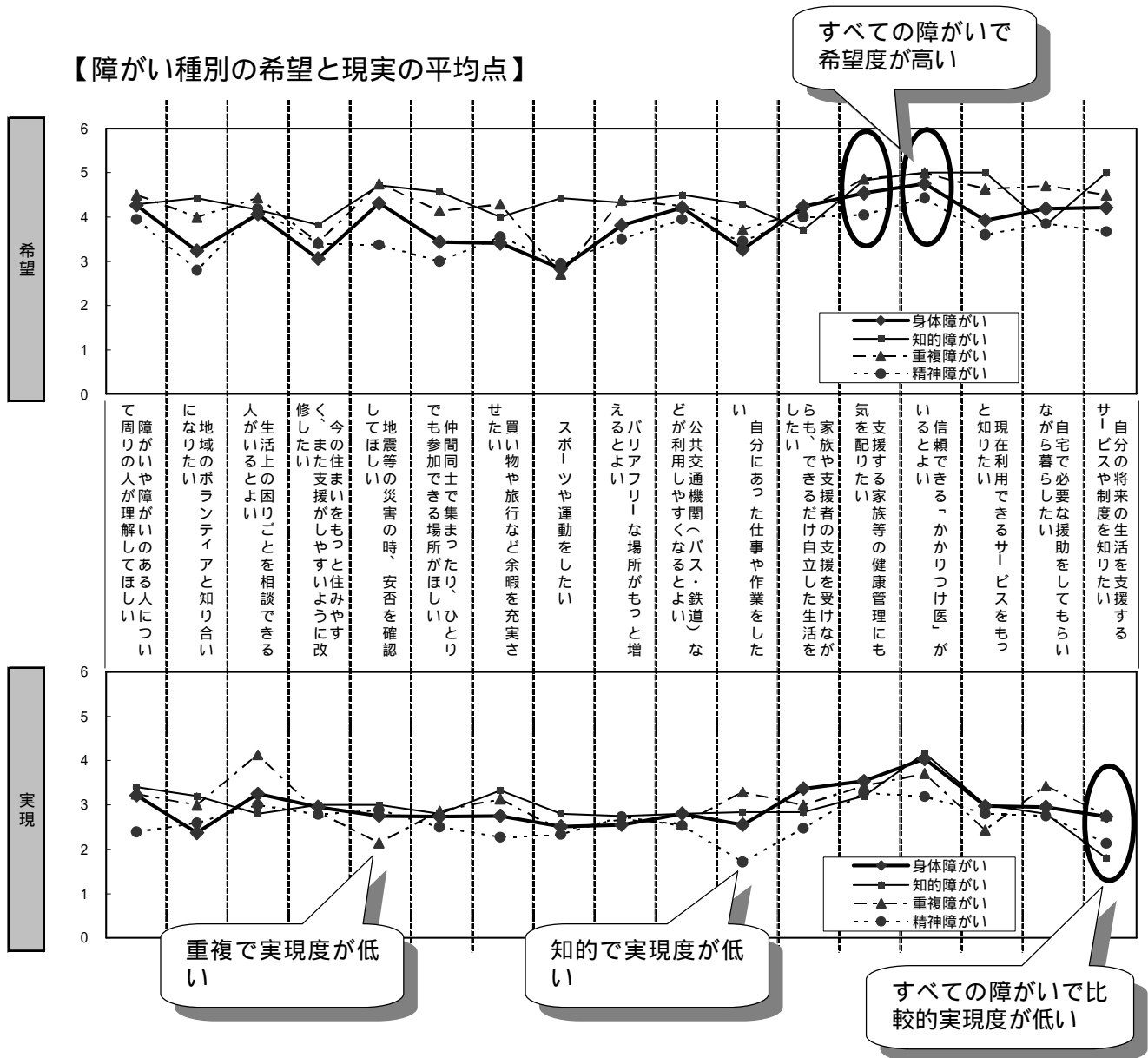
精神では、「働く所が少ないので、働く場所を増やしてほしい」、「一人ひとりの障がいにあった支援を受けられるようにしてほしい」、「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」、

経済的な負担の解消、個々の障がい、ニーズに対応した支援の充実の必要性

3 川根本町における課題

アンケート結果から、生活場面での希望と実現の度合いを点数化し、障がい種別に平均点を算出しました。また、希望と現実の平均点差をとり、その差が大きい項目を「希望していることが実現していない度合い (= かい離度)」として分析しました。

【障がい種別の希望と現実の平均点】



<希望>
 平均点は、そう思う(5点)・まあそう思う(4点)・どちらともいえない(3点)・あまり思わない(2点)・思わない(1点)で加点し、無回答を除いた人数で算出している。

<実現>
 平均点は、すでに実現している(5点)・実現している(4点)・どちらともいえない(3点)・あまり実現していない(2点)・実現していない(1点)で加点し、無回答を除いた人数で算出している。

【かい離度の高い項目】

| 生活場面において希望すること | 障がい分類 | かい離度 |
|---------------------------------|-------|------|
| 自分にあった仕事や作業をしたい | 精神 | 1.74 |
| 地震等の災害の時、安否を確認してほしい | 身・知 | 1.63 |
| 障がいや障がいのある人について周りの人が理解してほしい | 精神 | 1.56 |
| 自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい | 精神 | 1.54 |
| 自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい | 身・知 | 1.53 |
| 家族や支援者の支援を受けながらもできるだけ自立した生活をしたい | 精神 | 1.53 |
| 公共交通機関(バス・鉄道)などが利用しやすくなるとよい | 精神 | 1.42 |
| 公共交通機関(バス・鉄道)などが利用しやすくなるとよい | 身・知 | 1.41 |
| バリアフリーな場所がもっと増えるとよい | 身・知 | 1.28 |
| 買い物や旅行など余暇を充実させたい | 精神 | 1.28 |
| 自宅で必要な援助をしてもらいながら暮らしたい | 身・知 | 1.24 |
| 信頼できる「かかりつけ医」がいるとよい | 精神 | 1.24 |

(1) 障がい特性によらない共通の課題

- ・「自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい」
将来的な不安を解消できる体制づくり、情報提供
- ・「公共交通機関(バス・鉄道)などが利用しやすくなるとよい」
外出・移動への支援
- ・「家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をしたい」
在宅生活を支える体制づくり

(2) 障がい特性による個別の課題

- ・(精神障がい)
「自分にあった仕事や作業をしたい」 能力・適性に応じた就労の機会づくり
「障がいや障がいのある人について周りの人が理解してほしい」
精神障がいへの更なる理解
- ・(身体・知的障がい)
「地震等の災害の時、安否を確認してほしい」
日頃からの地域との連携と、防災体制づくり
「支援する家族等の健康管理にも気を配りたい」、「現在利用できるサービスをもっと知りたい」
家族の負担が過重にならないよう、適切な障害福祉サービスの利用

平成 18 年に実施したアンケート結果と、平成 23 年度に実施したアンケート結果を比較しました。概ねどの項目においても平成 18 年調査結果と大きな変化がなく、継続的な施策の推進が必要です。

| 調査項目 | 平成18年調査結果 | |
|-----------------------|--|--|
| | アンケート結果上位 | 結果から導かれる課題 |
| 就労のための必要条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用についての周囲の理解 ・自宅に近い職場、状態に合わせた働き方 ・障がい者に適した仕事の開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する理解 ・雇用の場の創出 ・個々の障がいの把握、対応 |
| サービス利用の意向 (自立支援給付) | <ul style="list-style-type: none"> ・利用意向の高いサービス： 自立支援医療、ホームヘルプサービス | <ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活を送るためのサービスの充実 |
| サービス利用の意向 (地域生活支援) | <ul style="list-style-type: none"> ・利用意向の高いサービス： 日常生活用具給付・相談支援・地域活動支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を送る不可欠なサービスの充実 |
| 日常生活の不安 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の身体や健康 ・家族の身体や健康 ・収入、生活費 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援者である家族を含めた健康面・収入面でのサポート |
| 将来の不安 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢になったとき ・将来的にも十分な収入があるか ・家族がいなくなったとき ・命が危険なときすぐに助けてもらえるか | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢になったとき、家族がいなくなったとき、および緊急時の支援体制の確立 |
| 外出時に感じる不安 | <ul style="list-style-type: none"> ・街なか、公共交通機関での段差や乗降 ・障がい者用トイレの不足 ・周囲の視線、他者とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備のバリアフリー化 ・意識のバリアフリー化 |
| 近所との付き合い | <ul style="list-style-type: none"> ・会ったときにあいさつする ・世間話をする | <ul style="list-style-type: none"> ・より積極的な交流の促進 交流の場を設ける |
| 助け合いに必要なこと | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健機関の充実 ・学校や社会における福祉教育の充実 ・ボランティア団体など市民活動への援助 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健機関の充実 ・福祉への啓発教育、活動への支援 ・地域の相互扶助 ・ボランティアの育成、援助 |
| 地域福祉の推進に必要なこと | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が助け合うこと ・支援の必要な人が必要なサービスを受けられること | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の助け合い ・サービスの充実 |
| 災害時に困ること | <ul style="list-style-type: none"> ・安全なところへすぐに避難できない ・避難所での対応が心配 ・必要な薬や治療が受けられない ・どのような災害が起きたのかすぐにはわからない | <ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズに対応できるような体制の整備 |
| 暮らしやすくなるために必要なこと | <ul style="list-style-type: none"> ・経済的援助 ・一人ひとりの障がいにあった教育等 ・働く場を増やしてほしい ・いつでも何でも相談できる窓口がほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な負担の軽減 ・個々の障がい、ニーズに対応した医療、サービス体制の確立 |

| 平成23年調査結果 | |
|---|--|
| アンケート結果上位 | 平成18年調査との比較 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に近い職場、状態に合わせた働き方 ・障がい者に適した仕事の開発 ・障がい者雇用についての周囲の理解 | 上位項目に変動なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・実際に利用したことのある人は 身体・知的障がい者 14.3% 精神障がい者 50.0% | |
| (個別項目の調査なし) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の身体や健康 ・家族の身体や健康 ・収入、生活費 | 精神障がい者の回答3位に「働きたくても仕事がない等」27.3% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢になったとき ・将来的にも十分な収入があるか ・家族がいなくなったとき ・命が危険なときすぐに助けてもらえるか | 身体・知的障がい者の回答2位「命が危険があるとき…」が上昇。「高齢になったとき」が減り、「希望する施設に入所できるか」が上昇。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・街なか、公共交通機関での段差や乗降 ・障がい者用トイレの不足 ・周囲の視線、他者とのコミュニケーション | 上位項目に変動なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・会ったときにあいさつする ・世間話をする | 上位項目に変動なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健機関の充実 ・学校や社会における福祉教育の充実 ・ボランティア団体など市民活動への援助 | 上位項目に変動なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が助け合うこと ・支援の必要な人が必要なサービスを受けられること ・健康に安心して生活できる環境をつくる ・緊急時・災害時に安心できる体制を整える | 精神障がい者の回答1、2位が「健康に安心して生活できる環境をつくる」19.0% 50.0%、「緊急時・災害時に安心できる体制を整える」19.0% 31.8% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・安全なところへすぐに避難できない ・避難所での対応が心配 ・必要な薬や治療が受けられない ・どのような災害が起きたのかすぐにはわからない | 上位項目に変動なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・経済的援助 ・周囲の理解 ・一人ひとりの障がいにあった教育等 ・働く場を増やしてほしい ・いつでも何でも相談できる窓口がほしい | 上位項目に変動なし |

第2部 障がい者計画

第2部 障がい者計画

計画の体系図

| 基本理念 | 目標 | 基本施策 |
|-------|------------------------|-------------------|
| 自立と尊重 | 地域で支える | 障がいに対する理解の促進 |
| | | 様々な人との交流 |
| | | コミュニケーションの支援 |
| | 障がい児・者が いきいき暮らすまち | 就労・雇用への基盤づくり |
| | | 雇用促進・就労支援 |
| | | 住まいや施設等のバリアフリー化 |
| | | 障がいのある児童への支援の充実 |
| | 見守る力、自立を 支援する力をつけよう | 充実したサービス提供体制の整備 |
| | | 相談支援体制の強化 |
| | | 広域ネットワークを含めた施策の検討 |
| | | ボランティア団体の育成 |
| | 防災支援体制を つくろう | 普段からの協力体制の確立 |
| | | 防災体制の確立 |
| | | 災害時の体制の確立 |

第1章 地域で支える

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人もない人もともに生きているという認識をもち、障がいのある人が積極的に交流イベントに参加したり、障がいのない人も福祉体験活動などに継続的に参加したりすることで、お互いが社会の一員であることを意識し、理解と交流を深めていくことが重要です。

また、障がいにより円滑にコミュニケーションを図ることができない人にも十分な配慮を行い、意思伝達を支援する人材の育成や確保も解決すべき課題であると考えられます。

<障がいに対する理解の促進>

課 題

障がいのある人もない人も、ともに暮らし、平等に活動できるまちづくりをめざすために、住民すべてが障がいや障がいのある人、その家族、介助する人たちに対する理解を深める必要があります。

施 策

障がいのある人の活動や施設における活動について、「おたより」などの発行によって地域に知らせたり、施設見学を自由にできるようにするなど、地域への広報活動を支援します。

あらゆる障がいのある人についての理解を深めるために、ボランティア活動の支援、交流の促進、偏見のない心のバリアフリー⁹化を進めます。

「障害者の日」、「障害者週間」などの各種行事に、積極的に参加するように、住民、ボランティア団体、障がい者団体などへの啓発活動を推進していきます。

地域で活動している障がいのある人の自主的な芸術文化活動を支援し、障がい者芸術祭での創作活動の発表や地域の催しに積極的に参加しての作品販売、芸術発表の機会を提供し、活動内容に理解を深めてもらうよう努めます。

⁹ 障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

<様々な人との交流>

課 題

地域コミュニティ関係の低下などの問題から、住民が地域の障がいのある人について知らないという現状があります。また、障がいのある人も外出する機会が限られたりするため、地域のことを知らない、知る機会が少ないという現状もあります。障がいについての理解を深め、地域の住民と障がいのある人とが交流する場を設ける必要があります。

施 策

「川根本町文化祭」や「奥大井ふるさとまつり」などの地域でのイベントに障がいのある人が積極的に参加したり、地域の人との触れ合いを深めていけるよう、交流活動を促進していきます。

幼児、小中学生、高校生が学校教育において、ボランティア活動などを通じた体験学習を実施し、障がいについて理解を深めることができるように努めます。

障がいのある人の自己実現や社会参加、生活の質の向上を図るため、障がい者スポーツ、文化芸術活動の一層の振興を図ります。

<コミュニケーションの支援>

課 題

抱えている障がいの程度によっては、他の人と交流を持つことが難しい人もいます。円滑なコミュニケーションをとることができないために、地域での生活に困難を感じたり、交流や就労に支障が出たり、生きがいをもてなくなってしまうという問題が生じないように対策を講じなければなりません。そこで、コミュニケーションを支援してくれる人材を育成・確保したり、誰もが使える情報機器の普及・活用を推進し、障がいのある人が自立して地域で生活していける環境を整えます。

施 策

障がいのある人もない人も、互いに円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの派遣に努めます。

視覚や聴覚に障がいのある人が情報を取得しやすい環境を拡充するため、点訳や手話などのボランティアの養成を図ります。

携帯電話・ファクス・インターネットなどの身近な情報機器を活用して、障がいのある人への情報格差がなくなるよう努めます。また、重複障がいのある人向けのIT環境整備や、情報提供手段も検討していきます。

知的障がいのある人にも対応のできる専門性の高いホームヘルパーの育成に努め、十分な意思疎通を図ります。

第2章 障がい児・者がいきいき暮らすまち

障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいき暮らすためには、道路や公共交通の整備だけでなく、就労などの際に伴う障がいに対する心理的な障壁の除去に努めることも求められており、両面の整備が必要であるといえます。就職や職場適応を支援し生きがいをもたらすことと、障がいに対する理解不足に起因する偏見などの障壁を解消することが急務となっています。

<就労・雇用への基盤づくり>

課 題

就労は障がいのある人にとって自立と社会参加の重要な柱であり、日々の生活に生きがいとリズムをもたらす役割を持っています。さらには、社会的な貢献を促していく役割も担っています。しかし、障がいのある人が適性と能力、個々の健康状態に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し、自立した生活を送るためには、多くの困難が伴っています。

アンケート結果に見られるように、障がいに対する理解を求める声、個々の健康状態にあった仕事を求める声などがあげられています。障がいのある人にとって必要な就労環境とは、自宅から近く、障がいや健康状態に合わせて働けることと、事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つことであると考えられます。

企業などに対して、障がいに対する理解と知識を深めてもらうことに加えて、地域の住民や家族・支援者を含め、障がいのある人を取り巻く全ての人の理解を促進していくことが必要です。

施 策

障がい者雇用への理解を深めるため、啓発広報活動を推進していきます。

障がい福祉施設などへの率先発注を求めるとともに、製品を広く町のホームページで情報を提供するなど、販路拡大を支援します。また、町が主催するイベントなどにおいて障がい福祉施設などの参加を支援していきます。

障がいのある人に対する差別・偏見の解消と、障がいの特性についての正しい知識の普及・啓発を進めます。

< 雇用促進・就労支援 >

課 題

障がいのある人が地域でいきいきと働けるようにするためには、雇用の場の拡大が重要となります。障がいのある人の雇用に対する事業所等の受け入れ態勢を整えていくとともに、個々の適性、能力など、それぞれのニーズに合わせた就労ができるように、職業訓練、技能開発など様々な環境づくりを進めていく必要があります。

在宅就労等においては、IT(情報技術)の活用により機会が広がりますが、障がいのある人のパソコン等の利用は、依然として少ない状況です。アンケート結果でインターネットを利用した経験のない人は、身体・知的障がいのある人が56.6%、精神障がいのある人が77.3%と非常に高い割合となっています。

一般就労が難しい人に対しては、継続的に働くことができる福祉的な就労の場の確保が必要になってきます。福祉的な就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動の場として大きな役割を担っていることから、行政や関係機関において、支援を続けていく必要性があります。

社会福祉施設を利用している障がいのある人が、一般就労へと移行していくためには、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、また、相談・援助体制の充実と、適性に応じた就労移行支援事業などの就労に向けた取組を進めていくことが求められます。

施 策

雇用促進

障がいのある人の雇用への協力および各種支援制度の活用について周知を行います。

障がいのある人それぞれの実情を反映した求人開拓に努め、障がいのある人個々の適性や希望に応じた職場適応訓練を支援します。

障がいのある人が職場の習慣・環境等に適応できるよう、ジョブコーチを派遣するなど、障がいのある人の社会的自立、職場適応と職業生活の安定に努めます。

障がいのある人の特技や技能を開発する場を考えるような関係機関とのネットワークづくりに努めます。

就労支援

障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業などを活用し、障がいのある人が就労できるよう環境の整備を進めていきます。

障がいのある人の就労支援に関する研修会や就労系サービス事業所などの見学会の実施を行います。

一般就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等を支援します。

通勤が困難な障がいのある人等の就労を促進するため、在宅就労を含めて支援方法を検討します。また、パソコン講習等を実施することにより情報機器の活用を促進していきます。

雇用の充実に向けての調査研究

福祉施設や学校等から一般就労への移行が円滑に進むよう、福祉施設、学校、事業所等の連携を強化し、一人ひとりの適性に応じた職場開拓に努めます。

事業所や障害福祉サービス事業所において、地場産業との関わりを検討し、就労等の可能性について調査研究を行います。

<住まいや施設等のバリアフリー化>

課 題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには、住居や施設、道路などが、障がいのある人に対応したものであることが重要です。特に、住居の問題を解決することが重要となります。様々な障がいに対応し、かつ介助者にも配慮した居住環境を提供していくことを検討していきます。また、障がいのある人にとって使いやすいということは、障がいのない人にも使いやすいという意義もあります。このように、すべての人が快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの考え方を積極的に推し進めていく必要があります。そして、日常生活を送るうえで必要な日常生活用具給付事業の拡充を図り、障がいのある人にとっても介助者にとっても住みやすいまちづくりを進めていきます。

アンケート調査においても、外出時の不安では、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」、「障がい者用トイレが少ない」、「気軽に利用できる移送手段が少ない」といった意見が、身体障がいのある人から多くでています。

障がいのある人がまちの中で自由に行動でき、どこでも、だれでも、いつでも安全で快適な生活を営むことができるよう、関係機関や近隣住民が利用しやすい建物や道路、鉄道およびバスなどの交通基盤、その他公共施設の改善・整備をより一層促進していきます。

施 策

障がいのある人が住みやすい環境を整えるため、日常生活用具給付事業の住宅改修費を活用し、住宅改修に対する支援を行います。

福祉機器に関する情報の収集・提供につとめ、相談窓口等での相談に応じながら、日常生活用具の適切な利用と普及を進めていきます。

「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がいの有無に関係なく、すべての人に配慮した施設・設備の整備（ユニバーサルデザイン化）や、まちづくりについて普及啓発・情報提供を図ります。

町の施設整備に際して、障がいのある人にもない人にも使いやすいものとなるよう配慮するとともに、既存施設についても緊急性の高いものを優先として、安全で利用しやすい施設となるよう改修を進めていきます。

道路、路外駐車場、公園施設、体育施設や文化施設等の整備にあたっては、幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、障がいのある人たちが利用しやすいトイレの設置等を積極的に推進します。

交通事業者などに対しては、障がいのある人が利用しやすい車両の導入や、ユニバーサルデザインに配慮した施設や設備等の整備がされるよう働きかけます。

<障がいのある児童への支援の充実>

課 題

障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、どのような支援の要望を持っているのかについて関係機関が把握、共有し、適切なサービスを供給していくことが重要です。

障がいの原因や発生の時期は人によって異なるため、障がいの種類や程度、対処方法も異なります。特に、障がいのある子どものケアについては、児童福祉法の改正により、幼少期からの相談、医療、適切なサービスの利用など成長の過程を支える体制を整えていくことが必要となり、関係機関と調整しながら、障がいを持った子どもへの施策において、適切な福祉サービスを提供することができるようサービス体系や相談支援体制の充実を図っていきます。

施 策

障害者自立支援法・児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスが受けられるよう、障がいのある子どもの総合的な支援を図るための児童発達支援センターについて、圏域の市町、関係機関、サービス提供事業者等と話し合いを行い、整備に向けた連携を検討しネットワークの整備を進めていきます。

小、中学校においては、個々の児童生徒の障がいの種類や程度、特性に応じたきめ細かい教育相談に応じられるよう体制の充実を図るとともに、特別な支援が必要な幼児、児童、生徒の教育相談について、早期から適切な相談対応ができるよう、母子保健担当や関係機関との連携を図り、相談体制の整備を進めます。

障がいのある子どもの個々の児童生徒の障がいの種類や程度、特性などに応じて、きめ細やかな指導に努め、子どもの持つ能力を最大限に引き出ししていくように努めます。

第3章 見守る力、自立を支援する力をつけよう

障がいのある人が地域社会の中で本当の意味で「自立」した生活を送るためには、その人が持つ個性や能力が十分発揮できることが重要であり、そのためには周囲が必要に応じて支援していくことが不可欠であると考えられます。障がいのある人の考えを理解・尊重し、「縁の下の力持ち」のような存在であることが、地域で共に生きる人々に必要な姿勢です。こうしたサポートする意識を高めていく、ボランティア団体を育成していくことが重要であると考えます。

しかしながら、そうしたボランティアのサポートだけでは障がいのある人の生活を支援することは困難です。個々の健康状態に即したサービスを提供したり、個々のニーズに対応した環境づくりを進めていくことも必要となります。障がいのある人が地域社会で安心して自立した生活ができるよう、障害者自立支援法による障害福祉サービスの充実、就労機会の拡充や社会参加の促進など、多方面から障がいのある人の生活を支える施策を行っていきます。

< 充実したサービス提供体制の整備 >

課 題

障がいの特性は人によって異なるため、多様な障がい特性に応じたきめ細かい障がい福祉施策を展開していく必要があります。そのため、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの充実に取り組んでいくことが重要です。

日常生活において、障がいのある人を「見守る」人がいないために、地域での生活ができず、施設や病院などでの生活を余儀なくされているという問題があります。地域において受け入れ条件が整わないために施設入所や病院への入院を継続している人の地域生活への移行には、関係機関の連携による地域での支援体制づくりが必要です。特に、精神障がいのある人が地域で生活していく中で、社会復帰を目指したり、社会活動に参加できるように、医療機関と連携を図り、障がいの予防や、精神的健康の維持・増進を促進していくことが必要となっています。そのためには、相談支援体制の整備や充実したサービスの提供など、障がいのある人ができる限り地域で安心して生活をしていけるよう個人の多様なニーズに対応するサービスの量的・質的充実に取り組んでいくことが重要です。

サービス提供体制の整備

障がいのある人が自立して、住み慣れた地域で生活を送れるように、また、介助する家族等の負担を減らすため、居宅介護、短期入所など在宅の基本的なサービスや日中活動の場である生活介護、就労系サービス等を充実させ、圏域の健康福祉センターや近隣市町、関連機関、サービス提供事業者等と協力しながら提供していくことに努めます。

様々な障がいに対応できるように、ボランティア団体の育成を含めた多岐にわたる人材を確保するとともに、相談支援体制を強化して社会福祉施設と関係行政機関、医療機関、相談機関等の連携体制の強化に努めます。

施設等に入所し、地域での生活を希望する人の地域移行を円滑に進めるための地域相談支援に対応し、圏域の相談支援専門員とともに、地域移行等に伴う各サービス（居宅介護・グループホーム・ケアホームなど）の連携を支援します。

精神障がいのある人への支援

精神障がいのある人ができる限り地域で生活できるよう、居宅生活支援事業の普及を図っていきます。特に、条件が整えば退院可能とされる人の退院・社会復帰を目指すため、町内もしくは圏域のグループホームや日中活動サービス等の整備を促進し、本人・家族を支援する相談支援体制を充実していきます。

精神障がいを予防・治療し、精神的健康を保持・増進させるため、こころの健康対策を推進するとともに、家庭・学校・職場・地域など各生活の場における関係者と連携し、相談の場を設けるなど、こころの健康づくりを推進します。

精神障がいのある人が安心して精神科医療を受けられるよう、患者・家族の医療機関の選択に必要な精神科病院および精神科診療所などに関する情報提供を促進します。

高齢の障がいのある人への支援

介護保険給付を受けている障がいのある人には、ケアマネジャー等と連携を取り、障がい特性に合わせて過不足のない障害福祉サービスが提供されるよう調整していきます。

障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討します。町独自に対応困難なものについては、圏域の健康福祉センターや近隣市町、関係機関との連携をし、障がいのある人にとって、最も適切なケアを提供できるように努めます。

虐待の防止、被害者支援の確立

障がいのある人が虐待を受けたり、悪質商法の被害者とならないよう啓発活動を行い、被害にあってしまった場合の相談窓口の整備、被害者支援体制の確立を行います。また、住民による防犯パトロール巡回などによって地域全体で防犯意識を高め、障がいのある人や高齢者が犯罪の標的にならないよう見守る体制を築きます。

権利擁護、成年後見制度の利用に関する体制の整備

障がいのある人の処遇や金銭管理が適正に行われるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に努め、制度の利用が困難な人の権利を守れるよう、支援事業を進めていきます。

障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じることがないように意識啓発を行います。

< 相談支援体制の強化 >

課 題

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、障がいに関するあらゆる生活のしづらさや困難に幅広く対応していく必要があります。また、障がいに関する相談ばかりでなく、家族に関する相談や就労に関係する相談など色々な問題を抱えており、様々な機関に相談している現状があります。その相談の入り口となり、その後の展開にも責任を持つことが重要であり、ワンストップでの相談対応に心がけることが重要です。そのためには、現在分断されている発達相談、教育相談、就労支援相談、医療相談、サービス提供相談などが統合された相談支援体制の整備が必要となります。

施 策

障がいに関する相談や高齢者に関する相談、児童に関する相談、生活に関する相談など、様々な相談にワンストップで対応できるための体制の整備を図ります。

障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援事業者やサービス提供事業者等との連携の強化を図ります。

相談支援に従事する者の資質の向上に努めます。

< 広域ネットワークを含めた施策の検討 >

課 題

本町で十分なサービスを提供できない場合、圏域内で対応できるように、近隣市町やサービス提供事業者等と連携を図り、個々の障がいに応じたサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

具体的には、グループホームやケアホームなどの整備、ホームヘルプサービスの拡充など、障がいのある人の地域での生活の場を確保していく必要があります。また、そのために必要な関係機関との連携を強め、障がいのある人が安心して生活できる基盤を整備する必要があります。

施 策

関係機関との連携

障がいのある人の地域での生活を支援するため、圏域の健康福祉センター、サービス提供事業者および産業・雇用・医療・教育等の専門機関の機能や連携を強めて、基幹相談支援センターの体制づくり（ネットワークの構築）について検討します。

県の事業者指導と連動し、職員の適正配置、設備の確保、適切な利用者の処遇などに関する事業者のサービス提供体制をチェックするほか、事業者に対する研修の充実、施設における苦情解決体制や評価制度を整備し、サービスの質の向上に努めます。

医療機関との連携

安心して必要な保健医療サービスを受けられるよう圏域の医療機関その他の関係機関と連携をとりながら体制の整備を進めます。

< ボランティア団体の育成 >

課 題

法に基づく福祉サービスの提供や民間の社会福祉施設、社会福祉協議会などとともに、地域住民によるボランティアは重要な社会資源です。障がいのある人や家族、介助者を支援する団体としてボランティアグループを育成し、関係団体、企業、地域住民等と連携・協働していく体制づくりが必要です。

施 策

福祉や環境、子育てなど様々な課題に取り組むボランティアグループやまちづくりグループなどを積極的に育成・支援するとともに、団体間の交流と連携を促進します。

ボランティア活動に関する情報収集・提供、相談・啓発などを行うとともにボランティア活動の中心となるリーダーの養成やその活動を支援する社会福祉協議会との連携を強化します。

子どもたちが障がいのある人を理解することができるようなボランティア活動などを通じ、自然な人間関係や居住地における交流および共同学習を深める活動を推進します。

行政サービスとボランティア活動とが互いに機能を補い合うことによって、障がいのある人や子どもの地域での自立した生活を支援できるように連携します。

第4章 防災支援体制をつくろう

平成23年3月の東日本大震災を受け、障がいのある人の災害対策、防災支援体制の構築が改めて重要視されています。地域の防災対策に障がいのある人をどのように組み込んでいくか、災害が起きた後の対応をどのように行っていくか等、障がいのある人のおかれている様々な状況や視点に立った施策が重要となります。

< 普段からの協力体制の確立 >

課 題

本町は山間部に位置し、高齢者世帯も多く、普段からの防災などに対する準備・取り組み・協力体制の整備が非常に重要な役割を果たすと考えられます。プライバシーの問題や家族の意向などがあり、要援護者の状態などを事前に把握することが困難な状況もありますが、普段から声かけを行ったり、自主防災組織やその中にある民生委員・児童委員との緊密な連絡体制を整備し、災害時要援護者登録台帳の充実を図ることなどが重要です。

施 策

災害等緊急事態に備えて、障がいのある人の所在・要援護の状況等を、個人情報保護・プライバシーに配慮しつつ的確に把握する体制を整備するため、災害時要援護者登録台帳の充実を図ります。また、障がいのある人の特性や程度に応じた防災手引き書の作成を検討します。

地域の自主防災会は災害時要援護者リスト情報の提供を受け、担当の民生委員・児童委員と協力して災害時における障がいのある人への支援体制を整えます。

一般住民の日常生活においても、普段からの声かけに心がけ、近隣世帯の見守り意識を高めるとともに、防災に関するパンフレット等により、障がいのある人への支援方法に関する知識が得られるよう啓発を行います。

災害時における避難支援などを担う「災害ボランティア」の仕組みの構築を検討していきます。

< 防災体制の確立 >

課 題

災害はいつどのように起きるか予測することが難しいものですが、日頃から体制を整えておくことによって、より多くの生命・財産を守り、危険を回避することができます。災害時に孤立しないための国道・県道整備、施設の耐震化、防災計画に基づく防災組織の整備などが必要です。

また、障がいのある人の置かれている状況、特性を十分理解したうえで防災計画を立て、実際に障がいのある人との訓練を行うことで災害発生時の支援の問題点が発見され、その問題点を解決することによってより実効的な防災体制を確立することも重要となります。

施 策

火災報知器、自動消火器、聴覚障がい者用通信装置など、防災関連の日常生活用具の利用促進を図ります。

視覚や聴覚など、災害等の緊急時に情報の入手・発信が困難な障がいのある人に対して、携帯電話やコンピュータ、同報無線等の情報通信機器を利用するなど、情報伝達体制の整備を促進します。

災害時要援護者避難支援計画や個別支援計画個票（要援護者リスト）、地図情報などを活用して防災計画に活かします。

地域防災計画や災害時要援護者避難支援計画を随時見直し、自主防災組織では、地域に住む障がいのある人が参加しやすい防災訓練の体制を検討して、防災面においても障がいのある人とない人との相互理解が進むよう積極的な参加を呼びかけます。

社会福祉施設が、耐震性に配慮した地域の防災拠点となるよう、整備に努めます。

国や県に、障がいのある人の避難ルートともなる主要幹線道路の整備を要請していきます。

自主防災会や担当の民生委員・児童委員と連携し、災害時の防災体制の充実に努めます。

<災害時の体制の確立>

課 題

災害が起きてしまった後の生活について、障がいのある人を始めとした「災害時要援護者」に十分配慮した体制を整えることができるよう準備することが重要です。災害後の制限された生活では、医療体制・意思伝達・介護者の供給など、様々な面からのより一層の配慮が必要となります。

施 策

災害時要援護者避難支援計画や個別支援計画個票（要援護者リスト）により、災害が発生した時に障がいのある人を安全に救護できる体制の整備を行います。

町内の高齢者関係施設と災害時の協定を結び、障がいのある人等に配慮した避難所としての機能を確保します。

寝たきり状態の障がいのある人や、投薬・特別な機器等を必要とする障がいのある人、難病患者等を把握し、避難所等において必要な支援ができるような体制及び設備について検討します。

第3部 障がい福祉計画

第3部 障がい福祉計画

第1章 計画の基本的考え方

1 基本的な考え方

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別・程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、基盤の整備を進めていきます。

(2) 障がいのある人に希望する必要なサービスを提供

改正障害者自立支援法の趣旨に基づき、障がいのある人が、希望する必要なサービスの提供を受けられるよう支援し、段階的に計画相談支援事業の体制を整備していきます。

(3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

県や近隣の市町と連携し、圏域内で居住の場として共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の確保や地域相談支援事業の体制を整備して、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

障害福祉サービスにおける就労継続支援、就労移行支援事業等を推進し、能力や適性に応じて福祉施設から一般就労への移行を支援するとともに、障がいのある人の雇用の場の確保、職場における障がい理解などに取り組みます。

第2章 計画の数値目標と達成の方策

1 平成26年度の数値目標

本町では、障がいのある人の自立と自己実現の観点から、地域生活への移行や就労の促進を重点施策として捉えています。そこで以下の4つの項目について平成26年度の目標値を設定し、目標を達成できるよう施策を展開していきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では「平成17年10月時点の入所者数の1割以上の削減」を目指しており、本町では、入所者の状況を見ながら可能な者があれば地域へ移行することができるよう支援していくことを目標としますが、これからの利用ニーズと施設入所者の状態を踏まえると、目標が立てられない状況にあります。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------|---------------|----------------------------|
| 第1期計画策定時点での入所者数(A) | 16人 | 平成17年10月1日の数 |
| 平成26年度入所者数(B) | 17人 | 平成26年度末時点で見込まれる利用人員 |
| 【目標値】 地域生活移行数 | 0人 (0.00%) | H26年度末までに施設から地域移行する者の数(累計) |

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の指針では「平成17年度の移行者の4倍以上」を目指しています。

本町で平成17年度に一般就労へ移行した実績はありませんでしたが、本町の状況を踏まえ、本計画の終期である平成26年度には、2人以上の障がいのある人が一般就労へ移行することができるよう支援します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|----------------------------|----|------------------------------|
| 現在の年間一般就労移行者数 | 0人 | 平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数 | 2人 | 平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |

(3) 就労移行支援事業の利用者数

国の指針では平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指していますが、これからの利用ニーズを踏まえると、利用者の目標を立てられない状況にあります。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------------------------|----------------|-------------------------------|
| 平成 26 年度末の福祉施設利用者数 | 60 人 | 平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数 |
| 【目標値】 平成 26 年度の就労移行支援事業の利用者数 | 0 人 (0.00%) | 平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 |

(4) 就労継続支援 (A 型) 事業の利用者割合

国の指針では平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援 (A 型) 事業を利用することを目指していますが、これからの利用ニーズを踏まえると、利用者の目標を立てられない状況にあります。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|-------|---|
| 平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者 (A) | 1 人 | 平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型) 事業を利用する者の数 |
| 平成 26 年度末の就労継続支援 (B 型) 事業の利用者 | 32 人 | 平成 26 年度末において就労継続支援 (B 型) 事業を利用する者の数 |
| 平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型 + B 型) 事業の利用者 (B) | 33 人 | 平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型 + B 型) 事業を利用する者の数 |
| 【目標値】 平成 26 年度の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合 (A) / (B) | 3.03% | 平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援 (A 型) 事業を利用する者の割合 |

2 障害福祉サービス、指定相談支援の必要量の見込みとその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

| | 平成 23 年度 (見込) | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|------------------|----------|----------|----------|
| 居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障がい者等包括支援 | 15 時間分 | 38 時間分 | 38 時間分 | 38 時間分 |

平成 23 年の自立支援法改正により導入された同行援護サービスについては、当該期間に本町での利用の見込みはありません。

イ 見込量確保のための方策

障がい特性を理解したホームヘルパーの確保・養成を促し、居宅介護従事者の質的・量的充実に努めます。

現在福祉サービス事業に従事していない有資格者等の現場復帰を促し、サービス提供可能な人材の発掘・育成に努めます。

社会福祉協議会やその他のサービス提供事業者と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

| | 区分 | 単位 | 平成 23 年 度(見込) | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|---------|-------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 生活介護 | 利用者数 | (人) | 19 | 20 | 21 | 21 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 368 | 440 | 462 | 462 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 | (人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 | (人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 利用者数 | (人) | 2 | 2 | 1 | 0 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 33 | 44 | 22 | 0 |
| 就労継続支援 (A型) | 利用者数 | (人) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 9 | 22 | 22 | 22 |
| 就労継続支援 (B型) | 利用者数 | (人) | 34 | 32 | 32 | 32 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 502 | 704 | 704 | 704 |
| 療養介護 | 利用者数 | (人) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 短期入所 | 利用者数 | (人) | 3 | 2 | 2 | 2 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 14 | 14 | 14 | 14 |

参考) 児童デイサービスは平成 24 年度より「放課後等デイサービス」として障害児通所支援に再編され、児童福祉法に基づき実施します。

| | 区分 | 単位 | 平成 23 年 度(見込) | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|---------|-------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 放課後等 デイサービス | 利用者数 | (人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス利用量 | (人日分) | 0 | 0 | 0 | 0 |

イ 見込量確保のための方策

広報紙等により自立支援法に基づく障害福祉サービスの体系について周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設およびサービス提供事業者と連携を図り、多様なサービス実施主体の確保に努めます。

町の事業を障がいのある人を支援している法人や就労系サービス事業所へ委託したり、生産品の展示・販売の場を公共施設に設けるなど、理解の促進や生産性向上の支援を行い、事業展開しやすい環境を整備します。

障害福祉サービスに係る人材の発掘・育成に努め、サービス提供事業者が参入しやすい環境づくりを検討します。

(3) 居住系サービス

ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

| | 区分 | 平成23年度(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|---------|------------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助 | 利用者数(人) | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 共同生活介護 | 利用者数(人) | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 施設入所支援 | 利用者数(人) | 17 | 17 | 17 | 17 |

イ 見込量確保のための方策

居住系サービスの施設整備は本町単独での設置は難しいため、県や圏域内の関係機関などと協議しながら推進していきます。

施設整備にあたっては、障がいのある人の施設入所から地域生活への意向を把握したうえで、それぞれのニーズ、適切なサービス提供等を考慮しながら、事業者と連携・調整を図り推進していきます。

施設職員の資質向上のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

現在施設入所中の利用者にとっては、圏域内市町や利用者本人等との協議のもと、施設でのさらなる処遇改善に努め、人権尊重を基本としたサービス提供を確保します。

(4) 相談支援

ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

| | 区分 | 平成23年度(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------|---------|------------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援(計画作成・モニタリング) | 利用者数(人) | 0 | 2 | 3 | 5 |
| 地域相談支援(地域移行・地域定着) | 利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 1 |

参考) 障害児相談支援事業(通所サービスの利用支援等)は、児童福祉法に基づく。

| | 区分 | 平成23年度(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------|---------|------------|--------|--------|--------|
| 障害児相談支援(通所サービス利用計画) | 利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |

イ 見込量確保のための方策

指定特定相談支援（サービス利用計画作成、モニタリング）については、自立支援法の改正を受けて平成 24 年度からの適用拡大に対応できるよう、指定相談事業所と調整し、圏域内での連携も行いながら見込量を確保します。

地域生活支援事業の相談支援等との連携・調整を行い、効率的な相談支援が可能となるよう努めます。

3 地域生活支援事業

(1) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

| 事業名 | 平成 23 年度 (見込) | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
|--|------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| | 実施 見込 箇所 | 実利用者数 見込 | 実施 見込 箇所 | 実利用者 数見込 | 実施 見込 箇所 | 実利用者 数見込 | 実施 見込 箇所 | 実利用者 数見込 |
| (1) 相談支援事業 | | | | | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 7 | | 7 | | 7 | | 7 | |
| 基幹相談支援センター 設置の有無を記載 | 無 | | 無 | | 有 | | 有 | |
| 市町村相談支援センター 設置の有無を記載 | 有 | | 有 | | 有 | | 有 | |
| 住宅入居等支援事業 設置の有無を記載 | 無 | | 無 | | 無 | | 無 | |
| (2) 成年後見制度利用支援事業 | | 0 | | 1 | | 0 | | 0 |
| (3) コミュニケーション支援事業 | | | | | | | | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 |
| 手話通訳者設置事業 実設置見込み者数を記載 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| (4) 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 0 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | |
| 自立生活支援用具 | 0 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | |
| 在宅療養等支援用具 | 0 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 0 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | |
| 排泄管理支援用具 | 35 件 / 年 | | 39 件 / 年 | | 39 件 / 年 | | 39 件 / 年 | |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | | 1 件 / 年 | |
| (5) 移動支援事業 実利用見込み者数欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載 | | 2 : 267 | | 2 : 260 | | 2 : 260 | | 2 : 260 |
| (6) 地域活動支援センター | | | | | | | | |
| 町内所在の支援センター利用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 町外所在の支援センター利用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (7) その他の事業 | | | | | | | | |
| 日中一時支援事業 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(2) 事業実施に関する考え方

| 事業名 | 考え方 |
|-------------------|--|
| (1) 相談支援事業 | |
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など、障がいのある人が自立した生活を送れるよう支援していきます。 |
| 市町村相談支援機能強化事業 | 相談支援機関に、専門的な知識を有する職員を配置し、相談支援の強化を図ります。 |
| 自立支援協議会 | 自立支援法の改正によって法的な位置づけがされたことに伴い、自立支援協議会の役割を担う、川根本町保健、福祉サービス推進協議会障がい者福祉部会が下記の役割を果たすよう体制の充実を図ります。 1) 自治体が障がい者計画及び障がい福祉計画の策定や変更を行う際に意見を述べ、計画の質の向上に寄与する 2) 入所者・入院者の地域移行についてのネットワーク 3) 障がいのある人の虐待防止のためのネットワーク |
| 住宅入居等支援事業 | |
| (2) 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用が必要であるが自力での利用が困難な状況の障がいのある人に、制度利用のための手続きや費用の支援を行い、障がいのある人の権利が守られるようにします。 |
| (3) コミュニケーション支援事業 | 聴覚・言語・音声などに障がいのある人の意思疎通を支援するため手話通訳者の派遣を行い、日常生活や社会参加を円滑にします。 |
| (4) 日常生活用具給付等事業 | 主に在宅の障がいのある人や障がいをもつ子どもに対して、障がいの特性に合わせた用具を給付することによって、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援します。 |
| (5) 移動支援事業 | 社会生活に必要な外出や余暇活動への参加時にヘルパーが移動の支援を行い、社会参加を円滑にします。 |
| (6) 地域活動支援センター | 身近な地域で、障がいのある人が集い創作活動や生産活動を行う場となる地域活動支援センターの安定的な運営を支援することによって、センターに参加する障がいのある人びとの活動を支えます。 |
| (7) その他の事業 | |
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人を一時的に預かることによって、日常的に介護する家族等の休息や社会参加の機会を提供します。 |

資料編

川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿

| No. | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|---------------------------------|-------------|-----|
| 1 | 川 根 本 町 議 会 議 長 | 板 谷 信 | |
| 2 | 川 根 本 町 議 会 副 議 長 | 中 田 隆 幸 | 副会長 |
| 3 | 医 師 | 大 下 節 男 | |
| 4 | 歯 科 医 師 | 小 林 慎 介 | |
| 5 | 静岡県中部健康福祉センター所長 | 数 原 国 彦 | |
| 6 | 保 健 事 業 部 会 長 | 渥 美 富 夫 | |
| 7 | 保 健 事 業 部 会 副 部 会 長 | 山 本 正 和 | |
| 8 | 高 齢 者 福 祉 ・ 介 護 保 険 部 会 長 | 久 野 孝 史 | 会長 |
| 9 | 高 齢 者 福 祉 ・ 介 護 保 険 部 会 副 部 会 長 | 澤 口 浩 忠 | |
| 10 | 障 が い 者 福 祉 部 会 長 | 波 多 野 か づ 枝 | |
| 11 | 障 が い 者 福 祉 部 会 副 部 会 長 | 中 西 孝 行 | |
| 12 | 児 童 福 祉 部 会 長 | 山 下 喜 隆 | |
| 13 | 児 童 福 祉 部 会 副 部 会 長 | 松 下 文 代 | |

(順不同・敬称略)

川根本町保健、福祉サービス推進協議会 障がい者福祉部会 委員名簿

| No. | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------------------------------|---------|-----|
| 1 | 民生委員・児童委員 (障害児者福祉部会部会長) | 小坂 昌 溥 | |
| 2 | 民生委員・児童委員 (障害児者福祉部会副部会長) | 波多野 かづ枝 | 会長 |
| 3 | 身体障害者福祉会役員 | 長 島 吉 次 | |
| 4 | 手をつなぐ育成会役員 | 大 石 康 二 | |
| 5 | 町内施設サービス管理責任者 | 糟 谷 喜代美 | |
| 6 | 町社会福祉協議会職員 (総 務 係 長) | 中 村 剛 | |
| 7 | 知 識 経 験 者 (社会福祉法人 ハルモニア職員) | 稲 田 精 三 | |
| 8 | 知 識 経 験 者 (障害者支援施設垂穂寮職員) | 石 神 知 之 | |
| 9 | 知 識 経 験 者 (特定非営利活動法人こころ職員) | 渡 邊 里 佳 | |
| 10 | 知 識 経 験 者 (駿 遠 学 園 職 員) | 櫻 井 郁 也 | |
| 11 | 知 識 経 験 者 (町 内 在 住 者) | 中 西 孝 行 | 副会長 |
| 12 | 知 識 経 験 者 (町 内 在 住 者) | 青 島 潤 一 | |

(順不同・敬称略)



川根本町

川根本町障がい者総合計画

～ 第2次川根本町障がい者計画～
～ 第3期川根本町障がい福祉計画～

平成24年3月

川根本町 福祉課